平成２５年（フ）第３４０号
堺市北区新金岡町５丁３番416号
債務者　脇　　睦子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
堺市美原区丹上395－３　オーシャン美原101、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋95番地の１－８－205
債務者　崎山　　望
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
大阪府松原市天美南２丁目240番地の23、前住所大阪府東大阪市中石切町１丁目８番32号アイプラザ205
債務者　下池　章司
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
堺市西区浜寺石津町東１丁１番４号
債務者　佐藤ハツコ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
広島県三次市十日市東６丁目６番12号　２号、前住所広島県三次市西酒屋町1267番地９
債務者　谷口真由美（旧姓堀尾・藤村）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１９号
広島県庄原市口和町永田520番地１永田住宅２号
債務者　掛　　絹枝
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第７２号
高知市種崎620番地３
債務者　板倉　年哉
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６号
高知市神田207番地　県営住宅船岡南団地Ｒ２－16号
債務者　山﨑　美子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９４号
高知市神田2264番地１
債務者　西川　英司
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
岩手県宮古市西町１丁目５番28号　後藤アパート
債務者　上野　隆子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２８号
栃木県佐野市堀米町3351番地
債務者　関谷　裕次
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６００号
横浜市瀬谷区三ツ境173番地４　レジデンスキタイＡ201
債務者　杉山　裕之
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５２号
横浜市西区伊勢町２丁目98番地　ハイム伊勢町103号
債務者　堤　　好枝
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７４号
神奈川県大和市中央林間５丁目13番２号　第２林間コーポ202号
債務者　脇山　久子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８３号
神奈川県藤沢市城南１丁目17番19号
債務者　徳光志津枝
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８９号
横浜市南区永田東２丁目12番９号
債務者　小野　　愛
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１３号
東京都東村山市野口町２丁目10番地５第２ハシバハイツ202
債務者　榎本　貴司
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部